

売却区分 番 号	5	見積価額	1 2, 4 1 0, 0 0 0円
		公売保証金	1, 3 0 0, 0 0 0円
公 売 財 産 の 表 示	(一棟の建物の表示)		
	所 在	尼崎市神田北通六丁目 1 6 1 番地、1 6 0 番地	
	建物の名称	ベル・アーバニティ尼崎	
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根1 0階建	
	床 面 積	1階	2 5 0. 1 9平方メートル
		2階	2 7 5. 3 5平方メートル
		3階	2 7 5. 3 5平方メートル
		4階	2 7 5. 3 5平方メートル
		5階	2 7 5. 3 5平方メートル
		6階	2 0 5. 8 6平方メートル
		7階	2 0 5. 8 6平方メートル
		8階	1 9 2. 1 8平方メートル
		9階	1 5 9. 9 8平方メートル
		1 0階	1 2 2. 4 2平方メートル
	(敷地権の目的である土地の表示)		
	(1) 所在及び地番	尼崎市神田北通六丁目 1 5 9 番 6	
	地 目	宅地	
	地 積	1 0. 7 5平方メートル	
	(2) 所在及び地番	尼崎市神田北通六丁目 1 6 0 番	
	地 目	宅地	
	地 積	2 3 6. 2 3平方メートル	
	(3) 所在及び地番	尼崎市神田北通六丁目 1 6 1 番	
	地 目	宅地	
	地 積	3 2 1. 1 9平方メートル	
	(専有部分の建物の表示)		
	家屋番号	神田北通六丁目 1 6 1 番の 4 0 4	
	建物の名称	4 0 4	
	種 類	居宅	
構 造	鉄筋コンクリート造1 階建		
床 面 積	4階部分 6 8. 4 2平方メートル		
(敷地権の表示)			
(1) 敷地権の種類	所有権		
敷地権の割合	1 0 0 0 0 0 分の 3 3 8 9		
(2) 敷地権の種類	所有権		

	敷地権の割合 1 0 0 0 0 0 分の 3 3 8 9 (3) 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1 0 0 0 0 0 分の 3 3 8 9 以上登記事項証明書による表示
住居表示等	尼崎市神田北通6丁目159番地の6 ベル・アーバニティ尼崎404号
公売財産の概要	1 公売財産は、阪神電鉄本線出屋敷駅の北方約600メートル（道路距離）の位置に存し、その属する地域は、中高層の店舗、共同住宅等が建ち並ぶ商業地域である。 2 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、北側で幅員約7メートルの市道と等高に接面する間口約20メートル、奥行約30メートルのほぼ長方形の画地である。
法的規制	市街化区域、商業地域（指定建蔽率80パーセント、指定容積率600パーセント）、準防火地域、居住誘導区域、都市機能誘導区域、駐車場整備地区
公売条件その他	1 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、専門機関による土壌汚染状況調査等が行われていないため、土壌汚染の有無については不明である。 2 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、専門機関による調査等が行われていないため、地下埋設物の有無については不明である。 3 公売財産に係る敷地権の目的である土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 4 公売財産については、あらかじめその現況及び公簿等を確認すること。財産の種類又は品質の不適合があっても執行機関（市）は担保責任等を負わない。 5 公有財産の建物のアスベスト含有建材の使用の有無は不明である。 6 公売財産の内覧は、実施しない。 7 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行う。 8 公売財産のうち専有部分の建物には、所有者が居住していると思われ、不動産内に動産があると思われる。執行機関（市）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理等は、全て買受人の責任において行うこととなる。 9 管理費（月額13,800円。ただし、令和8年5月までは月額12,800円）及び修繕積立金（月額11,200円）は管理組合より管理の委託を受けた会社によると、令和8年8月18日現在で、それぞれ163,200円及び145,600円の滞納がある。



※図面と現況が異なる場合は、
現況優先となります。

